

健康保険の扶養に入れる手続きについて

キクチ健康保険組合

《提出日について》

やむを得ない場合を除き、事実が発生してから5日以内に提出してください。

《健康保険被扶養者（異動届）に添付していただくもの》

全員提出するもの

- ・被扶養者現況届
 - ・扶養に入れる方の所得証明書
- 【20歳以上60歳未満の配偶者を扶養に入れる場合】はさらに
- ・国民年金第3号被保険者関係届及び配偶者の年金手帳のコピー（基礎年金番号がわかるところ）

① 会社を退職した場合は

- ◎退職証明書・・・離職票のコピーがすぐに提出できれば添付不要です
 - ◎離職票ⅠとⅡのコピー
 - ◎後日職安で失業認定されたら「雇用保険受給資格者証」の写しと誓約書
- ※失業給付受給中は扶養から外れます。

② 失業給付をもらい終えて無職となり扶養に入れる場合は

- ◎支給終了の印が押された「雇用保険受給資格者証」の写し
- すぐに提出できなければ失業給付の終了日がわかるものをまず添付してください

③ 雇用形態が変わったことにより収入減になる場合は

- ◎雇用契約書または労働条件通知書の写し

*家庭教師代、親戚の家業の手伝い賃などでも定期的に入るならば収入になりますので必ず年間収入に入れて申請してください。

④ 年金受給者、傷病手当金や休業補償等の受給者の方は

- ◎「年金支払通知書」「傷病手当金支給通知書」「休業補償等支給通知書」の写し

⑤ 自営業者、家賃収入等がある方は

- ◎過去2年分の確定申告書と損益計算書（又は収支内訳書）の写し

⑥ 別居している場合はさらに

- ◎生活費の仕送り証明として、直近3ヶ月の「仕送り金の送金通知書」又は「銀行の振込金依頼書」の写し

《仕送りについて》

- ・生活費の大半を仕送りに頼っていると認められること（本人の収入以上の額を送金していること）
- ・月々必ず送金していること（送金の控えは必ず保管してください）

被扶養者認定後、状況が変り扶養の条件から外れた時は必ずお申し出下さい。